

# 心理科学研究会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は心理科学研究会（略称心科研）と称する。

第2条 本会は、日本における科学的心理学を、自主的、民主的研究によって、創造的に発展させることを目的とする研究集団である。

第3条 本会は上の目的を達成するために、日常活動をとおして、次の諸活動を組織的に行なう。

- 1 正しい科学的方法論にもとづいた科学的心理学を建設するために理論的、実践的研究活動。
- 2 上記の心理学の成果を国民のための普及活動。
- 3 研究者の研究条件の改善、研究諸機関、諸組織の民主的運営をめざした活動。
- 4 平和と民主主義を守るための活動。

第4条 本会は上記の目的の実現を保証するために次の事業を行なう。

- 1 研究集会
- 2 公開講座
- 3 ニュースの発行、資料の発行
- 4 研究論文等の刊行
- 5 国際交流
- 6 その他

## 第2章 会員

第5条 本会の趣旨、目的に賛同し、研究活動を行ない、定められた会費を納めるものは会員になることができる。ただし、学部学生は学生会員とする。

第6条 会員は、原則として、各地域にある本会の研究組織に属して活動しなければならない。

第7条 正会員は、年に少なくとも一度、自分の研究成果を、本会の諸研究会で報告しなければならない。

第8条 会員の会費は、年額 8000 円とする。ただし、学部学生・院生（非常勤職も含む）の場合は 4000 円とする。

## 第3章 組織と運営

第9条 本会は、各地域にその活動を行なうための一定の研究会組織をもつ。その研究会組織は会の目

的にそって自主的に運営される。

第 10 条 本会は最高の議決機関として総会をもつ。

- 1 総会は、運営委員会によって召集される。
- 2 総会は正会員によって構成され、過半数をもって定足数とする。
- 3 総会は少なくとも年に一回開く。ただし、運営委員会が必要と認めた場合、および会員の多数が要求した場合、臨時総会をもつことができる。
- 4 総会は研究会の活動、組織、運営に関する重要な事項も審議し、過半数をもって決定する。
- 5 学生会員は、総会における議決権をもたない。

第 11 条 本会は、会の運営機関として運営委員会をもつ。運営委員は、総会によって附託された権限の範囲内で、会の諸活動を企画し、それらの活動を執行する。

第 12 条 本会は、会を運営するため次の役員をおく。

運営委員長 1 名

副運営委員長 1 名

事務局長 1 名

運営委員 若干名（事務局長を含む）

会計監査 2 名

第 13 条 上記役員は全て総会によって選出される。

第 14 条 上記役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 15 条 運営委員長は、運営委員会を代表し、会の活動の執行の責任をもつ。

第 16 条 本会は、本会の運営を円滑にするために事務局長のもとに事務局をおく。事務局は事務局長及び複数の事務局員で構成する。

第 17 条 本規約の改正は、総会の三分の二の賛成を必要とする。

第 18 条 本会の会員の資格が問題となった場合は、総会、または総会が附託した委員会にゆだねる。

第 19 条 会費の納入等、運営上の細則は別に定める。

第 20 条 本会則は 1969 年 4 月 6 日より発効する。

1976 年 3 月 一部改正

1982 年 6 月 一部改正

1997 年 4 月 一部改正

2017 年 4 月 一部改正